

貸付料（広告分）提案書

令和 年 月 日

(提出先) 新潟市長

所在地

事業者名

代表者名 (印)

新潟市南区役所広告付き周辺案内地図の設置に係る貸付料(広告分)について、
下記のとおり提案します。

記

年間貸付料 (広告分)										円
設置場所	新潟市南区白根 1 2 3 5 番地 新潟市南区役所庁舎 2階 (市民ロビー)									
期 間	設置日から 5 年間									
備 考	<ul style="list-style-type: none">・上記の貸付料 (広告分) 金額には消費税及び地方消費税を含む。・別途、設置面積に応じた貸付料 (基本分) 及び電気料実費を納付する。・貸付料は本市が別途指定する期限までに納付する。・1 年未満の期間分の貸付料を納付する場合は、年間貸付料を 3 6 5 で除して得た額に設置日数を乗じて計算した額を納付するものとする (円未満切捨て)。									